

宇部市学校給食運営委員会委員名簿

令和元年7月1日～令和3年6月30日

機関・団体名	役職名等	氏名	備考
PTA連合会	藤山小学校	山 崎 美奈子	
PTA連合会	川上小学校	金 子 華 子	
PTA連合会	常盤中学校	阿 部 佳 子	
PTA連合会	厚南中学校	福 本 文 美	
学校薬剤師会	(宇部市薬剤師会)	末 富 裕美子	
宇部健康福祉センター	(県宇部健康福祉センター)	柳 谷 泰 夫	
小学校長会	神原小学校長	上 野 美 枝	
小学校長会	琴芝小学校長	安 平 秀 行	
中学校長会	上宇部中学校長	師 井 浩 二	
中学校長会	厚東川中学校長	上 田 勝 彦	
栄養教諭・学校栄養職員連絡協議会	船木小学校栄養教諭	小 野 明 子	
教育委員会事務局	教育参事	床 本 博	
教育委員会事務局	学校教育課指導主事	吉 本 健太郎	
教育委員会事務局	西岐波学校給食共同調理場所長	小 松 茂 文	
教育委員会事務局	厚南学校給食共同調理場所長	高 来 英 行	

○宇部市学校給食運営委員会規程

平成十三年三月二十九日

教委規程第二号

改正 平成一六年六月二八日教委規程第二号

平成二二年三月二六日教委規程第二号

平成二四年八月一日教委規程第三号

平成二九年六月二六日教委規程第五号

(設置)

第一条 本市における学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育委員会に意見を具申する。

- 一 給食物資の購入に関すること。
- 二 給食費の額に関すること。
- 三 給食費の納入に関すること。
- 四 学校給食センターの運営に関すること。
- 五 学校給食の安全及び衛生管理に関すること。
- 六 その他学校給食の運営に関すること。

(平二四教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員二十人以内をもって組織する。

- 一 教育次長
- 二 学校給食共同調理場所長
- 三 小学校長代表及び中学校長代表
- 四 PTA連合会代表
- 五 関係保健衛生機関代表
- 六 学識経験者
- 七 学校栄養士代表
- 八 その他学校給食に関係ある者で教育委員会が指名するもの

(平一六教委規程二・平二二教委規程二・一部改正)

(職務)

第四条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(平二九教委規程五・一部改正)

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(平二二教委規程二・一部改正)

(委任)

第八条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 宇部市学校給食共同調理場設置条例(平成七年条例第三十八号)で定める学校給食共同調理場(宇部市学校給食センターを除く。)の運営その他必要な事項については、別に定める。

(平二二教委規程二・一部改正)

附 則

1 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

2 宇部市学校給食センター運営協議会規程(昭和四十二年教育委員会規程第一号)は、廃止する。

附 則(平成十六年六月二十八日教委規程第二号)

この規程は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日教委規程第二号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年八月一日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年六月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十九年七月一日から施行する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
13	原小	片岡 伸也	利重 征史	木本 光明	松原 剛	有田 聖	山田 知沙	金重 和義	西山 育三	阿部 好恵	笹木 恵美	松永 和代	西村 由美子
		校区根っこの会理事	校区子ども委員会会長	教育後援会監事	PTA会長	PTA副会長	PTA副会長	郷土史研究会会長	校区体育振興会会長	原中央幼稚園園長	宇部市立原保育園園長	母親クラブ委員	民生主任児童委員
		水野 修											
		黒石中学校校長											
14	厚東小	小林 征和	上原 久幸	河野 誠	中原 正芳	津田 かおり	内田 昌代	和田 一成	田中 孝典	田中 諒子	村本 治貴	別宮 千陽	上田 勝彦
		前校区コミュニティ推進協議会会長	校区コミュニティ推進協議会会長	消防団厚東分団部長	厚東市民センター所長	主任児童委員	元PTA副会長	子ども会育成連絡協議会顧問	前PTA会長	前PTA副会長	PTA会長	PTA副会長	厚東川中学校校長
15	二俣瀬小	藤井 佑治	吉富 茂壽	内藤 武顕	綿部 謙造	松谷 泰文	有田 宏子	辻岡 澄子	平松玲子	水嶋 達也	美濃 康之	奈良 洋子	林 諭志
		校区保護司	交通安全協会会長	安心安全ネット協議会会長	校区コミュニティ推進協議会会長	二俣瀬ふれあいセンター館長	民生児童委員	民生児童委員	学童保育指導員	育友会会長	育友会副会長	子ども会会長	子ども会副会長
		三好 澄枝	岡崎 薫	上田 勝彦									
		二俣瀬保育園保育士	中山間地域支援員	厚東川中学校校長									
16	小野小	原田 正之	藤村 攻	村谷 啓介	末田 昭男	濱田 誠	武田 尚文	志賀 研治	伊藤 正太	藤田 久美子	松本 信昭	井上 慎二	上田 勝彦
		校区子ども安全協議会会長	校区自治会連合会会長	小野地区コミュニティ推進協議会会長	厚東川中学校校区教育後援会小野支部長	交通安全協会小野支部長	小野ふれあいセンター館長	校区老人クラブ連合会会長	小野地区体育推進協議会会長	主任児童委員	教護会長	校区子ども会育成連絡協議会会長	厚東川中学校校長
17	常盤小	野村 隆	松本 次朗	松本 昌子	藤永 徹也	香川 幹雄	原田 俊宏	堤 孔明	松並 彩	田口 由美子	神田 陽子	橋本 美恵	植田 邦紀
		校区コミュニティ推進協議会会長	民生児童委員協議会会長	主任児童委員	わくわく常盤代表	常盤ふれあいセンター館長	常盤小学校OBOGの会長	PTA副会長	PTA副会長	PTA副会長	校区自治会連合会副会長	PTA副会長	西岐波中学校教頭
18	小羽山小	濱田 康昭	木下 昇	小林 利明	藤田 広子	小林 一夫	今西 雅幸	小川 美保	大田 由加	高増 まゆ美	貞永 貴司	大丸 奈緒美	
		元小学校校長	自治会連合会会長・教育後援会会長	見守り隊長	小羽山幼稚園園長	小羽山ふれあいセンター館長	PTA会長	PTA副会長	PTA副会長	PTA副会長	PTA副会長	桃山中学校校長	新川小学校校長
19	西宇部小	朝倉 孝吉	恵美須 囃夫	平川 悦士	藤本 一規	小川 善徳	室本 學	高橋 富美子	佐々木 巖	三隅 千賀恵	山根 昌子	城美 暁	岡原 弘和
		校区コミュニティ推進協議会会長	校区社会福祉協議会会長	校区人権教育推進委員協議会顧問	校区人権教育推進委員協議会会長	元芝生委員会委員長	西宇部ふれあいセンター館長	校区福祉委員協議会会長	民生・児童委員協議会会長	校区女性の会サンSUNメイト会長	民生児童委員	校区子ども会育成連絡協議会会長	PTA執行部
		田中 麻弓	藤田 修										
		PTA執行部	厚南中学校校長										
20	川上小	大塚 徹	田村賢二郎	松橋 美恵子	元永 明德	城戸 千賀子	御幡 肇	山中 慎也	廣永 貴志	秦 裕子	木島 香代子	米田 拓央	林 茂也
		校区コミュニティ推進協議会会長	市教育委員	民生児童委員協議会会長	子ども会連合会会長	ばんだ保育園園長	川上ふれあいセンター館長	(有)山中自動車	南風荘所長	光栄ホーム前田管理者	ピラ・アスワン統括管理者	川上小学校PTA会長	川上中学校PTA会長
		林 謙吾	福本 稔										
		川上小学校校長	川上中学校校長										
21	黒石小	有部 正治	山下 則芳	伊藤 勝	柴田 孝一	小野 荘二	砂川 敏彦	三宅 立身	市川 秀之	大亀 恒芳	小林 克紀	吉正 幸司	三明 瞬
		自治会連合会会長	自治会連合会副会長	黒石自治会長	塩屋台自治会長	子ども会育成連絡協議会会長	交通安全協会黒石分会副会長	ふれあい運動推進委員会会長	黒石ふれあいセンター館長	厚南郷土史研究会事務局	PTA会長	PTA副会長	PTA副会長
		安部 亜希子	浅井 亜希	岡村 和恵	藤村 満	水野 修				山根 紀子			
		PTA副会長	PTA副会長	PTA副会長	読み聞かせの会長	黒石中学校校長			読み聞かせボランティア				
22	吉部小	永見 富雄	大田 壮助	野村 清風	石田 守	吉田 昭	中村 理志	野村 敦	山本 良美	村田 佐智子	山根 紀子	矢富 秀親	鶴山 浄真
		校区体育振興会会長	夢ゆめクラブ吉部の郷代表者	地区活性化推進協議会会長	吉部いきいきクラブ会長	校区放課後子ども教室運営協議会会長	吉部ふれあいセンター館長	ふれあい運動推進委員会会長	楠地区主任児童委員	学童保育指導員	楠地区主任児童委員	PTA会長	PTA
		吉岡 宏史											
		楠中学校校長											
23	万倉小	境 憲一	河本 尚子	河崎 文夫	畑口 眞理子	小林 章	室井 富雄	矢原 久登	山名 学道	前田 直美	吉岡 宏史		
		コミュニティ・スポーツくすのき副会長	元民生児童委員	子ども委員会会長	万倉・吉部地区人権擁護委員	万倉ふれあいセンター館長	民生児童委員	コミュニティ推進協議会会長	PTA会長	PTA副会長	楠中学校 校長		
24	船木小	和田 嘉之	山根 正明	田村 敦義	川上波津代	山名 悦子	三浦 孝行	上符 進大	永井 政夫	藏本 敏明	藤野 敦子	吉岡 宏史	
		校区コミュニティ推進協議会副会長	船木ふれあいセンター館長	元万農塾塾長	民生児童委員	学校支援ボランティア	敬老会 見守り隊	元PTA副会長	元PTA副会長	PTA会長	PTA副会長	楠中学校 校長	

○宇部市学校運営協議会規則

平成二十年四月十六日

教育委員会規則第八号

改正 平成二三年九月一日教委規則第一号

平成二四年一一月一五日教委規則第三号

平成二九年九月二五日教委規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（平二九教委規則三・一部改正）

(目的)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営への適切な参画や保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組むことを目的とする。

（平二九教委規則三・一部改正）

(設置)

第三条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。ただし、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により、協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）の名称は「コミュニティ・スクール」とする。

（平二九教委規則三・全改）

(所掌事項)

第四条 校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

一 教育目標及び経営方針

二 教育課程の編成に関する基本方針

三 その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た前項各号に掲げる基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(委員)

第五条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

一 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者

二 設置校の所在する地域の住民

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の設置校の運営に資する活動を行う者

四 学校関係者

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に定める非常勤職員とする。

(平二四教委規則三・平二九教委規則三・一部改正)

(委員の任期)

第六条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二九教委規則三・一部改正)

(守秘義務等)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第八条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第九条 協議会の会議は、会長が校長と協議の上招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 6 校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があるときは、職員を出席させることができる。

(運営についての意見)

第十条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(運営への参画促進等)

第十一条 協議会は、設置校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
 - 一 設置校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置校の所在する地域の住民、設置校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
 - 二 設置校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(平二九教委規則三・一部改正)

(運営に関する評価)

第十二条 協議会は、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(平二九教委規則三・一部改正)

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第十三条 教育委員会は、協議会の運営状況を適切に把握し、必要に応じて協議会及び校長に対して、指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(平二九教委規則三・一部改正)

(委員の解任)

第十四条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- 一 第七条の義務に違反したとき。
- 二 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- 三 その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(平二九教委規則三・旧第十五条繰上)

(事務局)

第十五条 協議会の事務局は、設置校に置く。

(平二九教委規則三・旧第十六条繰上)

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平二九教委規則三・旧第十七条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月一日教委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月十五日教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月二十五日教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。